

## 非常時の特則

この内容は「●●●●婚礼規約」（以下、「本規約」といいます。）第●条に基づく別紙であり、お客様の挙式・披露宴が新型コロナウイルスの大流行（以下、「感染症流行」といいます。）によって、開催の可否に疑義が生じた場合の取り扱いを定めるものです。

感染症流行により挙式・披露宴開催の可否に疑義が生じた際には、本規約上の規定にかかわらず、本特則の規定が適用されます。本特則はお客様、参列者及び当会場スタッフの生命及び身体の安全確保を目的に設定されたものですので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 2. 感染症流行に関する本特則適用の判断基準と取り扱い

感染症流行が以下の条件（以下、「判断条件」といいます。）を満たした場合に、本特則が適用されます。

「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法」及びそれに類する法令に基づき、内閣総理大臣から「緊急事態宣言」が発出されたか、都道府県知事から「緊急事態宣言」に基づき「施設利用の制限」の通知が出たこと、民間施設独自の要請が、お客様の挙式・披露宴の日時・場所を中止または変更した場合は、本特則が適用されます。

判断条件を満たした場合の取り扱いは、以下の通りといたします。

- ① 予定日での挙式・披露宴は中止となり、日程を変更することとなります。
- ② お客様は予定日から2週間以内に、同じく予定日から1年以内で当会場が告示する候補日の中から新たな開催日程をご指定下さい。なお、本号の条件を全て満たし日程変更がなされた場合には、本規約第●条の規定にかかわらず、お客様に発生するキャンセル料や実費分等の一切が免除されます。
- ③ 前号にかかわらず、お客様が期限までに新たな変更日を指定せず、または（指定した後も）本契約を解約する場合には、本契約は終了し、お客様には本規約第●条に規定する「前日解約」時に適用されるキャンセル料から半額相当分を減額した金額をご負担いただきます。

なお、判断条件を満たしていなくても、感染症流行の条件を満たす見込みが高まったと当会場が判断した場合には、事前にお客様に通知した上で、以下の条件にその他の必要な対応を実施することといたします。

- ・スタッフのサービス提供時のマスク着用
- ・お客様及び参列者に対しての手洗い、アルコール消毒の徹底
- ・来場者への検温の実施、発熱者の入館の拒否または退会の依頼
- ・その他施設内の衛生環境維持に必要な措置

### 3. その他

前項の判断条件に直接該当しなくとも、他の感染症流行や法令に基づかない社会的な自粛ムード等によって挙式・披露宴の開催に一定以上の不安が存在すると当会場が判断した場合には、当会場は任意に、一定の「期間」または「条件」を設定するとともに、前項の規定に準じた「取り扱い」を決定し、該当するお客様に対してその取り扱いを適用を提案することといたします。

当該期間を受け付けるお客様が一定数に達しない場合は、当会場が設定する「期間」または「条件」に該当しないお客様については、本規約の規定が適用されます。

以上

株式会社●●●●